

○財務省告示第二百九十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十三年八月十六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年九月八日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第九十八回）

二 発行の根拠の法律及びその条項 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けけるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に「価格競争入札」であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同

五

方募

入 価 法 入
札 格 競 決
発 競 定
行 争 の

時に行われる入札であつて、財務
大臣が各国債市場特別参加者ご
とに応募限度額を定めるものに
よる発行（以下「国債市場特別参
加者・第 I 非価格競争入札発行」
といふ。）

ロ

ハ

六

イ

発

入 価 行
札 格 競
発 競
行 争
額

各申込みの申込みの申込みの
当てる。その応募額を順次割り
各申込みの申込みの申込みの
各申し込みの申込みの申込みの
割り当てる。特別参加者ごとの
各限額の範囲内において各申
込みの応募額を割り当てる。

額面金額で二兆二千二百四十億
円、うち財政法第四條第一項の規
定に基づき発行した利付千億に
ついで、千七百九十萬圓、特別
に規定する法律第十四條第一項
の規定に基づき発行した利付十
債に規定する法律第十四條第一
八千七百九十萬圓、特別に規定
円、七千六百九十萬圓、特別に
定むる法律第六十一條第五項の
ついで、千七百九十萬圓、特別に

十 十		九 八		七		ハ		ハ		ロ												
ロ	イ	一	発	振	額	最	ハ	ロ	イ	ハ	ロ											
非	入	価	発	替	額	低	国	札	非	入	価											
競	札	格	行	単	面	額	債	発	入	札	格											
争	発	競	行	位	金	面	市	争	入	発	競											
入	行	争	日			金	場	入	行	行	争											
入	行	争	日			金	場	入	行	行	争											
額	十	額	平	す	額	の	振	五	千	百	十	円	二	で	た	条	特	で	た	条	特	九
面	銭	面	成	る	の	記	替	万	八	円	七	億	兆	千	利	第	別	十	利	第	別	千
金	以	金	二	。	整	載	法	円	百	億	八	千	二	八	付	一	会	七	付	一	会	百
額	上	額	十		数	又	の		四	千	六	百	八	五	国	項	に	億	八	千	八	五
百	の	百	三		倍	は	規		十	六	百	八	億	十	債	の	規	千	に	規	定	五
円	そ	円	年		の	記	定		八	億	七	千	四	億	に	関	す	八	百	万	円	万
に	れ	に	八		金	録	に		億	七	千	五	十	億	つ	定	る	百	万	円	に	万
つ	ぞ	つ	月		額	は	よ		七	千	五	十	万	円	い	に	る	万	円	に	よ	円
き	れ	き	十		に	、	る		五	十	万	円	円	て	基	法	第	万	円	に	基	第
九	の	九	六		よ	最	振		十	万	円	円	円	、	づ	律	四	万	円	に	づ	四
十	九	十	日		る	低	替		万	円	円	円	円	額	き	第	十	万	円	に	き	十
九	募	九			も	額	口		円	円	円	円	円	面	発	行	十	万	円	に	発	十
円	価	円			の	面	座		円	円	円	円	円	金	行	十	万	円	に	金	行	十
九	格	九			と	金	簿		円	円	円	円	円	額	し	十	万	円	に	額	し	十

初期利子

平 (二) 発
 期成控得は出に住時額金にの口るに
 と二除税外しは者におたにりにつにの
 し十すの国た、又ははいた百算い記と所
 、三年この率人額に(一)国取、のしは又
 次の十月が乗じれた金額を所又算合居行金該式も
 算式に二日算出支を所又算合居行金該式も
 算式に二日算出支を所又算合居行金該式も

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.3}{100} \times \frac{57}{365}$$

の経利発競 I 加場び札
 払過行争非者特国発
 込利入価・別債行
 み子率札格第参市及

(一)年

○
 募入三
 は、払込決
 式に、算出額
 十号よるしに
 十号よるしに
 むもこのとす
 る。るにた日
 期に払い
 込

十三銭

二十 十九 十八 十七 十六 十五
 払込期日 者入札参加 払場所 元利金支 償還金額 償還期限 後第二期利子

平成二十三年八月十六日
 財務大臣から通知を受けた者
 日本銀行
 額面金額百円につき百円
 平成二十八年六月十日
 平利子を払う。前六月間に属す
 る利息を支払う。前六月間に属す
 いて、その日以、各支払期にお
 日を支払期とし、及び十二月二十
 毎を六月二十日及び十二月二十

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

規定する期日について同じ。
 下、次号及び第十六号において
 は、その翌営業日に支払うとき
 払期が銀行休業日に当たるとき
 した金額を支払う。ただし、支